

宮崎市減塩マイナス3g推進事業実施要領

1. 目的

この要領は、市内スーパーマーケット、弁当販売業者等と連携して市民が減塩に取り組める環境を整備することにより、市民の健康づくりの推進を図ることを目的とする。

2. 実施主体

宮崎市健康支援課

3. 減塩弁当の基準等

(1) レシピの基準

市が提供するレシピは次に掲げる項目の全てを満たすこととする。

- ①主食・主菜・副菜がそろっていること
- ②エネルギーは、「スマートミール」基準の「しっかり」における1食分に準ずること
- ③野菜（きのこ類・海藻・いもを含む）の量が140g以上であること
- ④食塩相当量が2.5g未満であること

(2) レシピの内容

事業者は、市が提供する弁当レシピの中から選んで弁当を製造することとする。なお、事業者の判断によりレシピの中から主菜・副菜の組み合わせを変えることができる。

(3) 表示方法

減塩弁当を販売する事業者は次に掲げる項目の全てを満たすこととする。

- ①栄養成分（エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量）を表示すること。なお、食品表示法等に基づく表示を行うにあたっては、関係法令を遵守すること
- ②弁当の名称は市が提供するものを表示すること
- ③市が提供する弁当用シールを貼ること

4. 減塩コーナーの基準等

事業者は、常温、冷蔵、冷凍、その他スーパーの取扱商品に応じた場所に減塩コーナーを設置するものとする。なお、複数の減塩コーナーを設置する場合、10種類以上の減塩商品を揃えたコーナーを1つ以上設置することとする。

5. 啓発活動の基準等

事業者は、市が提供するPR用資材等を活用し、当該事業を市民に広く周知することとする。

6. その他

この要領に記載のない事項については、健康支援課と協議のうえ決定するものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。